

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表広島県福山西警察署の項中「鞆町」を「鞆町鞆、鞆町後地」に改め、「沼隈町」の下に「南今津町」を加え、同表中

広島県 福山東 警察署	福山市 三吉町 南二丁 目	福山市（広島県福山西警察署及び広島県府中警察署の管轄区域を除く。） 神石郡一円
広島県 府中警 察署	府中市 鵜飼町	福山市のうち 芦田町、駅家町、新市町 府中市一円

を

広島県 福山東 警察署	福山市 三吉町 南二丁 目	福山市（広島県福山西警察署及び広島県福山北警察署の管轄区域を除く。）
広島県 福山北 警察署	福山市 神辺町	福山市のうち 御幸町、芦田町、加茂町、山野町、駅家町、新市町、神辺町 神石郡一円
広島県 府中警 察署	府中市 鵜飼町	府中市一円

に

改め、同表の備考二中「平成十八年三月一日」を「平成二十年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表広島県福山西警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。